

消 防 庁 第 2 3 9 号
平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・政令市消防長 殿
岡 山 市 消 防 局 長

消防庁国民保護・防災部
応 急 対 策 室 長

緊急消防援助隊航空部隊に係る基本的な出動計画等の改訂について（通知）

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号）に定められている航空部隊に係る基本的な出動計画及び「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日付け消防応第104号）について、別添のとおりそれぞれ一部改訂しましたので通知します。

貴職におかれましては、その内容を十分理解されるとともに、貴管内市町村及び消防機関に周知の上、その適切な運用にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1 改訂の内容

(1) 航空部隊に係る基本的な出動計画

ア 指揮支援部隊長及び指揮支援隊の所属する消防本部の航空部隊（埼玉県を含む）は、すべて第一次出動航空部隊又は出動準備航空部隊に指定した。

イ 各災害発生都道府県において、指揮支援部隊長及び指揮支援隊を輸送する可能性がある航空部隊は、それぞれ該当する災害発生都道府県における情報収集航空部隊の代替出動順位の指定を解除した。（例：山梨県で災害が発生した場合における、埼玉県の第3順位指定の解除）

ウ 静岡市を新たに編入した。

エ 別表第1を別表Aとし、別表第2を別表Bとした。

(2) 大規模規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

ア 本文4（5）航空部隊の出動に関する留意事項に、情報収集航空部隊の代替出動要請方法を加えた。

イ 本文4（5）航空部隊の出動に関する留意事項に、出動準備航空部隊のうち指揮支援部隊長又は指揮支援隊を輸送する航空部隊が当該指揮支援部隊長又は指揮支援隊を輸送した後の活動を加えた。

2 施行日

平成20年12月26日

問い合わせ先

応急対策室航空係 大塚 山本 江川 西林
電話（直通）03-5253-7527

別表A(第一次出動航空部隊)

災害発生 都道府県	第一次出動航空部隊					
	情報収集航空部隊		救助・救急航空部隊等			
北海道	青森県	栃木県	岩手県	宮城県	仙台市	秋田県
青森	茨城県	栃木県	岩手県	宮城県	仙台市	秋田県 山形県
岩手	青森県	茨城県	宮城県	仙台市	秋田県	山形県
宮城	青森県	茨城県	岩手県	秋田県	山形県	福島県
秋田	青森県	栃木県	岩手県	宮城県	仙台市	山形県
山形	新潟県	栃木県	宮城県	仙台市	秋田県	福島県
福島	栃木県	新潟県	宮城県	仙台市	山形県	
茨城	栃木県	新潟県	福島県	群馬県	埼玉県	千葉県 東京
栃木	茨城県	山梨県	福島県	群馬県	埼玉県	東京
群馬	栃木県	新潟県	東京	山形県	埼玉県	長野県
埼玉	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	千葉県	東京
千葉	茨城県	山梨県	福島県	埼玉県	東京	横浜市 川崎市 長野県
東京	茨城県	山梨県	福島県	埼玉県	千葉県	横浜市 川崎市 長野県
神奈川	山梨県	静岡県	群馬県	千葉県	東京	長野県 静岡市
新潟	栃木県	富山県	仙台市	山形県	福島県	群馬県 長野県
富山	埼玉県	新潟県	石川県	長野県	岐阜県	京都市
石川	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	滋賀県	京都市
福井	富山県	愛知県	石川県	岐阜県	滋賀県	京都市
山梨	栃木県	静岡県	群馬県	東京	横浜市	川崎市 長野県 静岡市
長野	新潟県	山梨県	群馬県	東京	岐阜県	
岐阜	富山県	愛知県	福井県	長野県	名古屋市	
静岡	山梨県	愛知県	群馬県	東京	横浜市	川崎市 長野県 名古屋市
愛知	富山県	静岡県	岐阜県	静岡市	三重県	滋賀県
三重	愛知県	兵庫県	名古屋市	滋賀県	奈良県	和歌山県
滋賀	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	三重県	京都市
京都	愛知県	鳥取県	福井県	滋賀県	大阪市	①兵庫県 神戸市
大阪	愛知県	兵庫県	京都市	神戸市	奈良県	和歌山県
兵庫	鳥取県	岡山市	京都市	大阪市	三重県	奈良県
奈良	愛知県	徳島県	三重県	京都市	大阪市	和歌山県
和歌山	岡山市	徳島県	三重県	京都市	大阪市	奈良県
鳥取	島根県	岡山市	①兵庫県	神戸市	広島県	広島市
島根	鳥取県	岡山市	広島県	広島市	山口県	
岡山	兵庫県	鳥取県	神戸市	広島県	広島市	香川県
広島	島根県	愛媛県	①岡山市	山口県		
山口	島根県	岡山市	広島県	広島市	北九州市	福岡市 熊本県
徳島	兵庫県	愛媛県	神戸市	広島市	香川県	高知県
香川	徳島県	愛媛県	①岡山市	広島市	高知県	
愛媛	徳島県	大分県	広島県	広島市	香川県	高知県
高知	徳島県	愛媛県	広島県	広島市	香川県	
福岡	愛媛県	大分県	山口県	長崎県	熊本県	
佐賀	大分県	鹿児島県	北九州市	福岡市	長崎県	熊本県
長崎	大分県	鹿児島県	山口県	北九州市	福岡市	熊本県
熊本	大分県	鹿児島県	山口県	北九州市	福岡市	宮崎県
大分	愛媛県	鹿児島県	北九州市	福岡市	長崎県	熊本県 宮崎県
宮崎	大分県	鹿児島県	北九州市	福岡市	長崎県	熊本県
鹿児島	愛媛県	大分県	北九州市	福岡市	熊本県	宮崎県
沖縄	大分県	鹿児島県	北九州市	福岡市	熊本県	宮崎県

※ 東京:東京消防庁を示す。

注1 ○内数字:情報収集航空部隊の代替出動順位を示す。

注2 網掛けについては、指揮支援隊を搬送する航空隊を示す。

別表B(出動準備航空部隊)

災害発生都道府県	出動準備航空部隊															
北海道	山形県	福島県	③茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	①新潟県	②富山県	石川県				
青森	北海道	札幌市	福島県	群馬県	③埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	①新潟県	②富山県	石川県				
岩手	北海道	札幌市	福島県	①栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	②新潟県	③富山県	山梨県			
宮城	北海道	札幌市	①栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	②新潟県	③富山県	山梨県	長野県			
秋田	北海道	札幌市	福島県	①茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	②新潟県	③富山県	石川県			
山形	北海道	札幌市	①青森県	岩手県	②茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	③富山県	石川県			
福島	北海道	札幌市	③青森県	岩手県	秋田県	①茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	②富山県	長野県		
茨城	青森県	岩手県	宮城県	②仙台市	秋田県	山形県	横浜市	川崎市	①山梨県	長野県	③静岡県	静岡市	名古屋市	大阪市		
栃木	青森県	岩手県	宮城県	②仙台市	秋田県	山形県	千葉県	横浜市	川崎市	①新潟県	長野県	③静岡県	静岡市	名古屋市	大阪市	
群馬	岩手県	宮城県	仙台市	秋田県	福島県	①茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	③富山県	②山梨県	静岡県	静岡市	名古屋市	大阪市	
埼玉	岩手県	宮城県	仙台市	秋田県	山形県	横浜市	川崎市	②新潟県	③富山県	①山梨県	長野県	静岡県	静岡市	名古屋市	大阪市	
千葉	岩手県	宮城県	仙台市	秋田県	山形県	①栃木県	群馬県	②新潟県	③静岡県	静岡市	愛知県	名古屋市	大阪市			
東京	宮城県	仙台市	山形県	①栃木県	群馬県	②新潟県	富山県	岐阜県	③静岡県	静岡市	愛知県	名古屋市	大阪市			
神奈川	宮城県	仙台市	山形県	福島県	①茨城県	②栃木県	埼玉県	新潟県	岐阜県	③愛知県	名古屋市	滋賀県	大阪市			
新潟	札幌市	宮城県	秋田県	②茨城県	①埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	③山梨県				
富山	群馬県	東京	③横浜市	川崎市	福井県	①山梨県	②愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	神戸市	奈良県			
石川	群馬県	東京	①山梨県	長野県	静岡県	静岡市	②愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	③鳥取県		
福井	①新潟県	東京	②山梨県	長野県	静岡県	静岡市	名古屋市	三重県	大阪市	③兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県		
山梨	②茨城県	埼玉県	千葉県	新潟県	①富山県	石川県	福井県	岐阜県	③愛知県	名古屋市	三重県	大阪市				
長野	栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	横浜市	川崎市	①富山県	石川県	福井県	②静岡県	静岡市	③愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	
岐阜	東京	横浜市	川崎市	石川県	①山梨県	②静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	③兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県		
静岡	①栃木県	埼玉県	千葉県	石川県	福井県	岐阜県	三重県	滋賀県	②京都市	大阪市	③兵庫県					
愛知	東京	③横浜市	川崎市	石川県	福井県	①山梨県	長野県	京都市	大阪市	②兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県			
三重	東京	③富山県	石川県	福井県	②山梨県	長野県	①静岡県	静岡市	京都市	大阪市	神戸市	徳島県	香川県			
滋賀	東京	①富山県	石川県	②山梨県	長野県	③静岡県	静岡市	名古屋市	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県		
京都	東京	③富山県	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	名古屋市	三重県	奈良県	和歌山県	②岡山市	徳島県	香川県			
大阪	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	名古屋市	三重県	滋賀県	②鳥取県	①岡山市	広島県	広島市	③徳島県	香川県	
兵庫	東京	石川県	福井県	岐阜県	③愛知県	名古屋市	滋賀県	和歌山県	鳥取県	広島県	①広島市	②徳島県	香川県			
奈良	東京	富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	名古屋市	滋賀県	①兵庫県	神戸市	③鳥取県	②岡山市	香川県		
和歌山	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	②愛知県	名古屋市	滋賀県	①兵庫県	神戸市	鳥取県	③鳥取県	香川県		
鳥取	東京	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	②徳島県	香川県	③愛媛県	北九州市	福岡市
島根	東京	②愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	③兵庫県	神戸市	奈良県	香川県	①愛媛県	高知県	北九州市	福岡市	
岡山	東京	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	奈良県	和歌山県	②鳥取県	山口県	①徳島県	③愛媛県	北九州市	福岡市	
広島	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	②鳥取県	③徳島県	香川県	高知県	北九州市	福岡市	長崎県	熊本県	大分県		
山口	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	③鳥取県	徳島県	香川県	②愛媛県	高知県	長崎県	①大分県	宮崎県	鹿児島県			
徳島	東京	滋賀県	京都市	大阪市	奈良県	和歌山県	②鳥取県	③鳥取県	①岡山市	広島県	山口県	北九州市	福岡市			
香川	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	③鳥取県	②鳥取県	広島県	山口県	北九州市	福岡市		
愛媛	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	②鳥取県	③鳥取県	①岡山市	山口県	北九州市	福岡市	長崎県			
高知	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	②鳥取県	①鳥取県	岡山市	山口県	北九州市	福岡市	長崎県	③大分県		
福岡	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	②鳥取県	①鳥取県	③岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県	高知県	宮崎県	鹿児島県		
佐賀	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	②鳥取県	③岡山市	広島県	広島市	山口県	徳島県	香川県	①愛媛県	高知県	宮崎県	
長崎	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	②鳥取県	③岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県	①愛媛県	高知県	宮崎県		
熊本	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	②鳥取県	③岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県	①愛媛県	高知県	長崎県			
大分	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	③鳥取県	②岡山市	広島県	広島市	山口県	①徳島県	香川県	高知県				
宮崎	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	③岡山市	広島県	広島市	山口県	②徳島県	香川県	①愛媛県	高知県			
鹿児島	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	①鳥取県	②岡山市	広島県	広島市	山口県	③徳島県	香川県	高知県	長崎県			
沖縄	東京	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	③岡山市	広島県	広島市	山口県	②徳島県	香川県	①愛媛県	高知県	長崎県		

注1 ○内数字:情報収集航空部隊の代替出動順位を示す。

注2 網掛けについては、指揮支援隊を搬送する航空隊を示す。

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

平成20年7月 1日 消防応第104号

改正 平成20年8月27日 消防応第152号

改正 平成20年12月26日 消防応第239号

1 目的

この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。）、「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動する体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「迅速出動」とは、法第44条に基づき、あらかじめ消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定の条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。
- (2) 「震央管轄都道府県」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (3) 「震央管轄消防機関」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防機関をいう。
- (4) 「最大震度都道府県」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の最大震度を計測した都道府県をいう。
- (5) 「アクションプラン」とは、基本計画第2章第3節3に基づき、消防庁長官が別に定めた出動に係る計画をいう。
- (6) 「陸上部隊」とは、都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊をいう。
- (7) 「陸上部隊先遣隊」とは、地震発生直後に直ちに出勤して、被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う陸上部隊をいう。
- (8) 「情報収集航空部隊」とは、ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集

活動を行う航空部隊をいう。

- (9) 「救助・救急航空部隊」とは、救助用資機材、救急用資機材を活用した救助・救急活動を行う航空部隊をいう。

3 対象災害及び適用基準

迅速出動の対象とする災害は地震災害とし、震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して、次の各号に掲げる区分により適用する。

なお、震央管轄都道府県以外の市町村の応援等に関しては、運用要綱による。

(1) 区分Ⅰ

最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震災害が発生した場合

(2) 区分Ⅱ

最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合

(3) 区分Ⅲ

ア 最大震度6弱（政令市等は5強）の地震災害が発生した場合

イ 津波警報（大津波）が発令された場合

4 迅速出動に係る措置要求の内容

迅速出動の各区分に係る措置要求の内容は、次の各号によるものとする。（「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に係る要請文については別記様式のとおり）

なお、消防庁長官は、災害状況等により必要があると認められる場合は、速やかに応援部隊の増強等を要請するものとする。

(1) 区分Ⅰ

発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第一次出動都道府県隊（第一次出動航空部隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県隊（出動準備航空部隊を含む。以下同じ。）に緊急消防援助隊の出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。

(2) 区分Ⅱ

発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。

(3) 区分Ⅲ

発災後又は津波警報発令後、直ちに震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求める。その後、状況に応じ消防庁長官が出動要請等を行うものとする。

(4) 適用除外

ア 震央管轄都道府県に対応する第一次出動都道府県隊が、被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、当該都道府県は、速やかに消防庁にその旨を報告するものとする。この場合、消防庁長官は、必要と認められる場

合、出動準備都道府県隊に出動要請等を行うものとする。

イ 震央が海域の場合、最大震度都道府県に対応する指揮支援部隊、第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、「区分Ⅰ」・「区分Ⅱ」のいずれの場合も出動準備のみ求めるものとし、その後、必要と認められる場合、消防庁長官が出動要請等を行うものとする。

ウ 「区分Ⅲ イ」の場合、当該警報が発令された都道府県に対応する、指揮支援部隊、第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊が出動準備を行うものとする。

(5) 航空部隊の出動に関する留意事項

ア 「区分Ⅰ」又は「区分Ⅱ」において、情報収集航空部隊を2隊以上確保する。

イ 情報収集航空部隊が迅速出動の求めに応ずることができない場合、次のとおり、その代替出動を行う航空部隊として、あらかじめ代替出動のための順位を付した航空部隊の中から、情報収集航空部隊として出動要請等を行うものとする。

(7) 迅速出動に応じられない旨を消防庁へ報告する。

(イ) 長官通知に掲げる別表A及び別表Bにおいて、代替出動のための順位を付した航空部隊の中から高順位の隊に順次、電話連絡を行い、代替出動を伝達する。

(ウ) 代替出動隊が確定した場合、又は代替出動隊が確定しない場合、その旨を消防庁へ報告する。

(エ) 機体の点検整備等により運航不能となる場合は、代替出動のための順位を付した航空部隊と代替出動について事前に連絡調整を行う。

ウ 救助・救急航空部隊等が迅速出動できない場合は、迅速出動に応じられない旨を消防庁へ報告する。

エ 「区分Ⅰ」において、情報収集航空部隊の代替出動のための順位を付された航空部隊が代替出動の必要がない場合は、救助・救急航空部隊として当該隊に対して出動要請等を行うものとする。

オ 救助・救急航空部隊等及び出動準備航空部隊の中で、指揮支援部隊長又は指揮支援隊の所属する消防本部の航空部隊は、当該部隊長又は支援隊の輸送任務を原則として優先するとともに、任務完了後、部隊長を輸送した部隊は情報収集活動、指揮支援隊を輸送した部隊は救助・救急活動に従事する。ただし、輸送任務に従事しない場合は、救助・救急活動に従事する。

5 出動準備の解除又は出動の中止

震央が無人島、原野等で、明らかに人的・住家被害等がないと認められる場合、消防庁長官は、指揮支援部隊、第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、出動準備の解除又は出動の中止を連絡するものとする。

6 緊急消防援助隊の出動先

緊急消防援助隊の各部隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次のとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 指揮支援部隊長

震央管轄都道府県の都道府県庁舎とする。

イ 指揮支援隊長

消防庁又は震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部が連絡する消防機関の消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）とする。

(2) 陸上部隊

震央管轄消防機関の消防本部の庁舎とする。

(3) 航空部隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防機関の航空隊基地等とする。

(4) 水上部隊

消防庁から別途連絡する場所とする。

7 出動先の変更等

(1) 出動途上において、被害状況等により、出動先の変更又は応援部隊規模の縮小等の必要があると認められる場合は、消防庁長官が震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長及び都道府県隊長に連絡するものとする。

(2) 震央管轄都道府県は、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設等を有する場合には、当該第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、当該原子力施設等における被害状況等、緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報について、速やかに提供するものとする。また、当該第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は当該安全管理上必要な情報を確認し、必要な装備等を準備した後、出動するものとする。

8 出動可能隊数等の報告

都道府県は、当該都道府県隊が迅速出動により出動（出動準備を含む。）する場合は、速やかに当該出動する予定の緊急消防援助隊の部隊数等（運用要綱第9条第1項に基づく出場可能隊数を含む。）を消防庁に報告すること。

なお、既に出動した場合は、当該出動した緊急消防援助隊の部隊数等を消防庁に報告すること。

9 陸上部隊先遣隊の編成と任務

(1) 編成

都道府県隊指揮隊1隊、消火部隊1隊、救助部隊1隊、救急部隊1隊、後方支援部隊1隊

(2) 任務

- ア 被災地への進出経路の確認
- イ 被害状況等の情報収集
- ウ 緊急消防援助隊受入れ等の震央管轄消防機関との連絡調整
- エ 初期の消火・救助・救急活動
- オ 航空隊の支援活動

10 アクションプランへの対応

アクションプランを適用する地震が発生した場合は、消防庁から関係都道府県等に対して速やかに連絡を行い、本要綱にかかわらず、当該アクションプランに基づき、緊急消防援助隊の運用を行うものとする。

11 応援等実施計画

都道府県知事は、迅速出動に関する必要な事項を都道府県隊応援等実施計画に定めるものとする。

(1) 陸上部隊の編成

- ア 陸上部隊を、陸上部隊先遣隊、第一次編成陸上部隊、第二次編成陸上部隊等（以下「第一次編成陸上部隊等」という。）の中隊に分けて編成すること。
- イ 陸上部隊先遣隊は、原則として、代表消防機関等の一つの消防機関で編成することとする。ただし、実情に応じて、代表消防機関代行消防機関等と分担して編成することも考慮すること。
- ウ 第一次編成陸上部隊として、地震発生後、直ちに出動可能な都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等をあらかじめ指定しておくこと。
- エ 第一次編成陸上部隊以降編成される第二次編成陸上部隊等は、車両の走行速度や自己管轄内消防力確保のための職員参集等の状況を踏まえ指定すること。
- オ 第一次編成陸上部隊等を編成する場合、各部隊には各中隊長等を指定しておくこと。
- カ 第一次編成陸上部隊等を指定する場合、実情に応じて次の事項を考慮すること。
 - (7) 第一次編成陸上部隊等の指定にあたっては、当番制等明確な基準により定めておくこと。
 - (4) 後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊は、比較的走行速度が遅いことから、当該第二次編成陸上部隊等とすること。

(2) 航空部隊の任務等

各航空部隊は、情報収集等各任務に応じた必要資機材及び搭乗人員等に関する事項について定めておくこと。

(3) 出動方法

出動方法について、実情に応じて次の事項を考慮して定めること。

- ア 応援先都道府県に応じて集結場所を指定すること。
- イ 都道府県内をブロックに分けるとともに、集結完了したブロックごとの部隊ごとに適宜出動すること。

12 受援計画

都道府県知事は、迅速出動に関する必要な事項を、受援計画に定めるものとする。

- (1) 消防応援活動調整本部の早期設置に関すること。
- (2) 出動先の変更等に係る消防庁、代表消防機関、震央管轄消防機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の早期受け入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の安全管理に係る情報の提供に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

13 その他

その他緊急消防援助隊の迅速出動について必要な事項は、応急対策室長が別に定める。

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に係る措置要求の内容

区分	指揮支援部隊	陸上部隊	航空部隊	水上部隊
<p>【Ⅰ】</p> <p>最大震度7 (東京都特別区は6強)</p>	<p>全ての指揮支援隊</p>	<p>第1次出動都道府県隊(4都道府県)の出動可能な全隊</p>	<p>第1次出動航空部隊</p> <p>〔 情報収集航空部隊: 2隊 救助・救急航空部隊: 2隊以上 〕</p>	<p>消防庁長官の要請による</p>
<p>【Ⅱ】</p> <p>最大震度6強 (東京都特別区は6弱)</p>	<p>指揮支援部隊長の属する 指揮支援隊</p>	<p>第1次出動都道府県隊(4都道府県)の陸上部隊先遣隊</p>	<p>第1次出動航空部隊のうち、 情報収集航空部隊2隊</p>	
<p>【Ⅲ】</p> <p>ア 最大震度6弱 (政令市等は5強)</p> <p>イ 津波警報(大津波)</p>	<p>消防庁長官の要請による</p>			

緊急消防援助隊の出動の求め

平成 年 月 日

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

緊急消防援助隊の出動の求め

災害の規模等が「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」(平成20年7月1日消防防第104号消防庁次長通知)(以下、「実施要綱」という。)に定める条件に該当したとき、消防組織法第44条第2項及び4項の規定に基づき、下記のとおり緊急消防援助隊の出動を求めます。

1 出動市町村及び出場先

① 出動市町村

震央の位置する市町村

② 出動先

実施要綱に定める出動先

2 出動を求める部隊

区分	指揮支援部隊	陸上部隊	航空部隊	水上部隊
【Ⅰ】 最大震度7 (東京都特別区は6強)	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊(原則ヘリコプター活用)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県隊(4都道府県)の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空部隊 〔情報収集航空部隊:2隊 救助・救急航空部隊:2隊以上〕	消防庁長官の要請に基づき出動
【Ⅱ】 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊(原則ヘリコプター活用)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県隊(4都道府県)から陸上部隊先遣隊として、 ① 都道府県隊指揮隊 ② 救助部隊 ③ 救急部隊 ④ 消防部隊 ⑤ 後方支援部隊 の各1隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空部隊のうち、情報収集航空部隊2隊	

3 出動を求めた日時 当該地震が発生した日時

4 その他

① 出動した場合には、出動日時、出動部隊の種別及び人数を報告してください。

② 被災等により、迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、都道府県は速やかに消防庁にその旨を報告してください。

問い合わせ先： 消防庁応急対策室 広域応援班

消防防災無線電話 (アクセスNo.) +7860~7862

電話 03-5253-7527

消防防災無線FAX (アクセスNo.) +7789

FAX 03-5253-7537

「大規模規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」改訂新旧対照表（抜粋）

旧	新
<p>大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱</p> <p>平成20年7月1日 消防応第104号 改正 平成20年8月27日 消防応第152号</p> <p>4 迅速出動に係る措置要求の内容</p> <p>迅速出動の各区分に係る措置要求の内容は、次の各号によるものとする。（「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に係る要請文については別記様式のとおり）</p> <p>なお、消防庁長官は、災害状況等により必要があると認められる場合は、速やかに応援部隊の増強等を要請するものとする。</p> <p>(1) 区分Ⅰ</p> <p>発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第Ⅰ次出動都道府県隊（第Ⅰ次出動航空部隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県隊（出動準備航空部隊を含む。以下同じ。）に緊急消防援助隊の出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。</p> <p>(2) 区分Ⅱ</p> <p>発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第Ⅰ次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。</p> <p>(3) 区分Ⅲ</p> <p>発災後又は津波警報発令後、直ちに震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第Ⅰ次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求め。その後、状況に応じ消防庁長官が出動要請等を行うものとする。</p> <p>(4) 適用除外</p> <p>ア 震央管轄都道府県に対応する第Ⅰ次出動都道府県隊が、被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、当該都道府県は、速やかに消防庁にその旨を報告するものとする。この場合、消防庁長官は、必要と認められる場合、出動準備都道府県隊に出動要請等を行うものとする。</p> <p>イ 震央が海域の場合、最大震度都道府県に対応する指揮支援部隊、第Ⅰ次出動都</p>	<p>大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱</p> <p>平成20年7月1日 消防応第104号 改正 平成20年8月27日 消防応第152号 改正 平成20年12月26日 消防応第239号</p> <p>4 迅速出動に係る措置要求の内容</p> <p>迅速出動の各区分に係る措置要求の内容は、次の各号によるものとする。（「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に係る要請文については別記様式のとおり）</p> <p>なお、消防庁長官は、災害状況等により必要があると認められる場合は、速やかに応援部隊の増強等を要請するものとする。</p> <p>(1) 区分Ⅰ</p> <p>発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第二次出動都道府県隊（第二次出動航空部隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県隊（出動準備航空部隊を含む。以下同じ。）に緊急消防援助隊の出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。</p> <p>(2) 区分Ⅱ</p> <p>発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第二次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。</p> <p>(3) 区分Ⅲ</p> <p>発災後又は津波警報発令後、直ちに震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第二次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求め。その後、状況に応じ消防庁長官が出動要請等を行うものとする。</p> <p>(4) 適用除外</p> <p>ア 震央管轄都道府県に対応する第二次出動都道府県隊が、被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、当該都道府県は、速やかに消防庁にその旨を報告するものとする。この場合、消防庁長官は、必要と認められる場合、出動準備都道府県隊に出動要請等を行うものとする。</p> <p>イ 震央が海域の場合、最大震度都道府県に対応する指揮支援部隊、第二次出動都</p>

「大規模規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」改訂新旧対照表（抜粋）

旧	新
<p>道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、「区分Ⅰ」・「区分Ⅱ」のいずれの場合も出動準備のみ求めるものとし、その後、必要と認められる場合、消防庁長官が出動要請等を行うものとする。</p> <p>ウ 「区分Ⅲ イ」の場合、当該警報が発令された都道府県に対応する、指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊が出動準備を行うものとする。</p> <p>(5) 航空部隊の出動に関する留意事項</p> <p>ア <u>情報収集航空部隊が迅速出動の求めに応ずることができない場合、その代替出動を行う航空部隊として、あらかじめ代替出動のための順位を付した航空部隊の中から、高順位のものに順次、情報収集航空部隊として出動要請等を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、当該順位については、長官通知に掲げる別表第1及び別表第2によるものとする。</u></p> <p>イ <u>「区分Ⅰ」において、情報収集航空部隊の代替出動のための順位を付された航空部隊が代替出動の必要がない場合は、救助・救急航空部隊として当該隊に対して出動要請等を行うものとする。</u></p>	<p>道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、「区分Ⅰ」・「区分Ⅱ」のいずれの場合も出動準備のみ求めるものとし、その後、必要と認められる場合、消防庁長官が出動要請等を行うものとする。</p> <p>ウ 「区分Ⅲ イ」の場合、当該警報が発令された都道府県に対応する、指揮支援部隊、第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊が出動準備を行うものとする。</p> <p>(5) 航空部隊の出動に関する留意事項</p> <p>ア <u>「区分Ⅰ」又は「区分Ⅱ」において、情報収集航空部隊を2隊以上確保する。</u></p> <p>イ <u>情報収集航空部隊が迅速出動の求めに応ずることができない場合、次のとおり、その代替出動を行う航空部隊として、あらかじめ代替出動のための順位を付した航空部隊の中から、情報収集航空部隊として出動要請等を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 迅速出動に応じられない旨を消防庁へ報告する。</u></p> <p><u>(イ) 長官通知に掲げる別表A及び別表Bにおいて、代替出動のための順位を付した航空部隊の中から高順位の隊に順次、電話連絡を行い、代替出動を伝達する。</u></p> <p><u>(ウ) 代替出動隊が確定した場合、又は代替出動隊が確定しない場合、その旨を消防庁へ報告する。</u></p> <p><u>(エ) 機体の点検整備等により運航不能となる場合は、代替出動のための順位を付した航空部隊と代替出動について事前に連絡調整を行う。</u></p> <p>ウ <u>救助・救急航空部隊等が迅速出動できない場合は、迅速出動に応じられない旨を消防庁へ報告する。</u></p> <p>エ <u>「区分Ⅰ」において、情報収集航空部隊の代替出動のための順位を付された航空部隊が代替出動の必要がない場合は、救助・救急航空部隊として当該隊に対して出動要請等を行うものとする。</u></p> <p>オ <u>救助・救急航空部隊等及び出動準備航空部隊の中で、指揮支援部隊長又は指揮支援隊の所属する消防本部の航空部隊は、当該部隊長又は支援隊の輸送任務を原則として優先するとともに、任務完了後、部隊長を輸送した部隊は情報収集活</u></p>

「大規模規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」改訂新旧対照表（抜粋）

旧	新
<p>5 出動準備の解除又は出動の中止</p> <p>震央が無人島、原野等で、明らかに人的・住家被害等がないと認められる場合、消防庁長官は、指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、出動準備の解除又は出動の中止を連絡するものとする。</p> <p>7 出動先の変更等</p> <p>(1) 出動途上において、被害状況等により、出動先の変更又は応援部隊規模の縮小等の必要があると認められる場合は、消防庁長官が震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長及び都道府県隊長に連絡するものとする。</p> <p>(2) 震央管轄都道府県は、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設等を有する場合には、当該第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、当該原子力施設等における被害状況等、緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報について、速やかに提供するものとする。また、当該第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は当該安全管理上必要な情報を確認し、必要な装備等を準備した後、出動するものとする。</p>	<p><u>動、指揮支援隊を輸送した部隊は救助・救急活動に従事する。ただし、輸送任務に従事しない場合は、救助・救急活動に従事する。</u></p> <p>5 出動準備の解除又は出動の中止</p> <p>震央が無人島、原野等で、明らかに人的・住家被害等がないと認められる場合、消防庁長官は、指揮支援部隊、第二次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、出動準備の解除又は出動の中止を連絡するものとする。</p> <p>7 出動先の変更等</p> <p>(1) 出動途上において、被害状況等により、出動先の変更又は応援部隊規模の縮小等の必要があると認められる場合は、消防庁長官が震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長及び都道府県隊長に連絡するものとする。</p> <p>(2) 震央管轄都道府県は、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設等を有する場合には、当該第二次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、当該原子力施設等における被害状況等、緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報について、速やかに提供するものとする。また、当該第二次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は当該安全管理上必要な情報を確認し、必要な装備等を準備した後、出動するものとする。</p>